

益田市人権・同和問題基本計画（案）

平成 29 年 3 月

益田市

## 目次

### 第1章 計画改定にあたって

|     |         |   |
|-----|---------|---|
| 1   | 計画改定の趣旨 | 1 |
| 2   | 計画改定の背景 | 1 |
| (1) | 国際的な潮流  | 1 |
| (2) | 国の取組    | 2 |
| (3) | 県の取組    | 2 |
| (4) | 本市の取組   | 2 |
| 3   | 計画の位置づけ | 3 |
| 4   | 計画の期間   | 3 |
| 5   | 計画の基本理念 | 3 |

### 第2章 施策の内容

|      |                     |    |
|------|---------------------|----|
| 1    | あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 | 4  |
| (1)  | 家庭における取組            | 4  |
| (2)  | 学校等における取組           | 4  |
| (3)  | 地域社会における取組          | 4  |
| (4)  | 企業等における取組           | 5  |
| 2    | 特定職業従事者に対する人権教育の推進  | 6  |
| (1)  | 市職員                 | 6  |
| (2)  | 教職員等                | 6  |
| (3)  | 保健、医療、福祉、消防関係職員等    | 6  |
| 3    | 重要課題への対応            | 7  |
| (1)  | 同和問題                | 7  |
| (2)  | 女性                  | 9  |
| (3)  | 子ども                 | 10 |
| (4)  | 高齢者                 | 12 |
| (5)  | 障がいのある人             | 14 |
| (6)  | 外国人                 | 16 |
| (7)  | H I V感染者・ハンセン病回復者等  | 17 |
| (8)  | 北朝鮮当局による拉致問題等       | 18 |
| (9)  | 犯罪被害者等              | 19 |
| (10) | インターネットによる人権侵害      | 20 |
| (11) | さまざまな人権課題           | 21 |

### 第3章 計画の推進

|   |         |    |
|---|---------|----|
| 1 | 計画の推進体制 | 22 |
| 2 | 計画の進捗管理 | 22 |

## 第1章 計画改定にあたって

### 1 計画改定の趣旨

本市では、平成14年に益田市人権・同和問題基本計画を策定し、平成20年、平成24年に改定を行い、人権が尊重される社会の実現に向けて、差別や偏見をなくし、個性や多様性を認め合い、誰もが平等に社会参画できる環境づくりを進めてきました。

しかし、平成28年5月に実施した「人権・同和問題に関する市民意識調査」（以下「今回調査」という）では、前回調査（平成23年3月実施）に比べ、改善のみられるところもありますが、一方では、人権意識の低下や、他人事意識・無関心な人の増加なども明らかになり、市民の人権に関する意識には課題が残されている状況です。

また、近年は、社会的に弱い立場にある女性、子ども、高齢者、障がいのある人への暴行・虐待、インターネットを悪用した人権侵害、子どもの貧困、自死の問題、認知症高齢者等の問題等、様々な課題が顕在化しており、あらためて、一人一人の尊厳と人権の大切さについて、社会全体で取り組むことが求められています。

こうした様々な社会情勢や意識調査結果や本市における課題を踏まえて、人権教育・啓発の指針となる益田市人権・同和問題基本計画を改定します。

### 2 計画改定の背景

#### (1) 国際的な潮流

20世紀において二度にわたる悲惨な世界大戦の反省から、人権の重要性は国際的に高まり、1948（昭和23）年に国際連合（以下「国連」という）は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は、すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならないことを定めており、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準となっています。

そして、国連は世界人権宣言を実効あるものにするため、「国際人権規約」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という）」、「児童の権利に関する条約（「子どもの権利条約」という）」など、人権に関する多くの条約を採択しました。

また、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」など、数々の「国際年」を定めるとともに、それぞれの課題に重点的に対応するため、「国連婦人の10年」、「国連障害者の10年」などの取組も展開しました。

しかしながら、東西冷戦構造の崩壊とともに、世界各地で地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う著しい人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない。人権尊重が平和の基礎である。」という教訓を得、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む気運が高まりました。

このような経緯を経て、国連は、1994（平成6）年、「人権教育のための国連10年（1995～2004年）」を決議し、人権についての意識を高め、理解を深めるための具体的プログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的文化の構築をめざした取組が始まりました。

## (2) 国の取組

国においては、1947（昭和 22）年に日本国憲法が施行され、1956（昭和 31）年には、国連に加盟し、「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という）」など多くの国際人権諸条約を締結し、人権尊重社会の形成に努めてきました。

さらに、国連の「人権教育のための国連 10 年」決議を受けて、1997（平成 9）年に『「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画』を策定し、人権という普遍文化の創造をめざして、あらゆる場を通じた人権教育の推進、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題などの重要課題への対応、国際協力の推進などの取組が開始されました。

加えて、2000（平成 12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発に関する施策の策定及び実施は、国と地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、2002（平成 14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策の総合的、計画的な推進を図ることとしました。

このほかにも、「男女共同参画社会基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という）」、「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という）」、「障害者自立支援法」など個別の関係法を制定し、21 世紀を人権の世紀にふさわしいものとするための様々な取組が行われています。

また、2008（平成 20）年には、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」が文部科学省より公表され、学校における人権教育の指導方法について、具体的な実践事例等の資料を提示し、人権教育の一層の推進を図るための取組が進められています。

## (3) 県の取組

県においては、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など様々な人権問題について、個別に計画やプランを策定し、関係部局を中心に国や市町村、関係団体等と連携しながら、それぞれの課題解決に向けて取り組みました。

2000（平成 12）年には、「島根県人権施策推進基本方針」を策定し、一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざして、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進してきました。

しかしながら、依然として、差別や虐待などの人権侵害が後を絶たないなど、多くの課題が残されており、また、国際化や情報化、少子高齢化など、社会環境の急速な変化を背景に、新たに発生した人権問題や法令・計画などに対応するため、2008（平成 20）年に、「島根県人権施策推進基本方針」を改定しました。

## (4) 本市の取組

本市においては、2001（平成 13）年に「第 4 次益田市総合振興計画」を策定して以降、同和対策を市政の重要施策に位置づけ、同和対策審議会答申を尊重しながら、同和地区の実態を踏まえる中で計画を点検・補完しつつ、諸施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。そして、この間の取組により、部落差別に起因した環境の改善、生活の安定した層の増加、市民の同和問題に関する認識の向上等、多大な成果を上げてきましたが、依然として根強く存在している差別意識の解消等、なお解決

すべき課題も残されています。

このため、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決は行政の責務であるとの基本認識に立ち、2002（平成14）年に益田市人権・同和問題基本計画を策定しました。2004（平成16）年11月には、美都町・匹見町との合併による新益田市の誕生を踏まえ、2008（平成20）年、2012（平成24年）に計画改定を経て、学校や地域、職場など様々な機会を通して人権教育・啓発に関する取組を進めてきました。

さらに、2011（平成23）年には、「第5次益田市総合振興計画」を策定し、「安心して生活ができ、だれもがいきいきとしているまち」を基本目標として、一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざして、その推進を図ってきました。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、国の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定に基づき策定するもので、「第5次益田市総合振興計画」や関連する諸計画との整合性を図り、人権が尊重される社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための指針として示すものです。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、2017（平成29）年度から2021（平成33）年度までの5年間とします。  
なお、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 5 計画の基本理念

本計画では、一人一人の個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根づき、次の世代に引き継いでいくことができるような「人権という普遍的な文化」の創造を基本理念とします。市民一人一人が人権の意義や重要性についての知識を習得するとともに、相手の立場に立って理解することができるような人権感覚が十分身に付くことをめざします。

そして、同和問題の解決を図ることを目的としたこれまでの取組が、女性、子ども、障がいのある人、高齢者等、様々な人権課題に関する認識を深めるうえで、あるいは人権侵害を許さない世論の構築や人権意識の高揚を図るうえで、大きな役割を果たしてきたという成果を踏まえ、すべての市民が自主的・主体的に、学習や社会参加活動等に取り組む気運の醸成に努めます。家庭や学校、地域、職場、などあらゆる場においてさらに人権教育・啓発が普及、浸透するよう、きめ細かい取組を推進します。

人権が尊重される社会は、市民一人一人の不断の努力により築きあげられるものであり、人権問題を自分自身の問題として捉え、その解決に向けて主体的な取組を期待するものです。

## 第2章 施策の内容

### 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権の意義や重要性を知識として理解するだけでなく、日常生活の中で行動や態度となって現れることが重要です。そのためには、市民一人一人がさまざまな人権問題について認識を深め、その解決を自分自身の課題として捉えるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、家庭や学校、地域、職場など、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を進める必要があります。

#### (1) 家庭における取組

家庭は、子どもにとってすべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通して、他者への共感や善悪の判断、人間の尊厳、生命の尊重など、人権意識を育むうえで重要な役割を果たしています。

家庭教育においては、親をはじめ家族が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、人権感覚をもって子どもと接することが重要です。また、子育てや介護をはじめ家事などに男女が協力して分担するなど、家族がお互いを尊重し助け合う意識づくりを進めることも大切です。

しかし、近年、家庭における養育力が低下し、子どもや高齢者に対する虐待、<sup>※1</sup>ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という）、子どもの育児放棄など、家庭において様々な人権問題が顕在化している状況が見受けられます。

このような問題を解決していくためには、学校、地域、関係機関等が相互に連携を深め、家庭における人権教育を推進することが重要です。

#### (2) 学校等における取組

保育所、幼稚園、学校では、子どもの発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解を深める指導を行うなかで、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるように意識や態度の向上を図っていきます。さらに、あらゆる教育活動を通じて豊かな人間性を育むとともに、さまざまな人権課題に対する理解を深め、「いじめ」をはじめとした身近な問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的な態度を育てます。

また、学校等における人権教育の成果が子どもの人権感覚の育成へと着実に結びつくためにも、家庭や地域との連携を進めていきます。さらに、異校種間の連携をとおして、系統的・継続的な人権教育の推進を図っていきます。

人権教育の推進にあたっては、「同和教育指導資料第19集」（平成8年島根県）で示されている進路保障の理念をもとに、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身につけていくことができるように、すべての子どもたちの実態とその背景に寄り添い、進路保障の取組を行います。また、これまで培われてきた同和教育の成果や手法を生かすとともに、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」（平成20年文部科学省）や「島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）」（平成20年島根県）、「人権教育指導資料第2集」（平成27年島根県教育委員会）等の趣旨を踏まえ、計画的かつ組織的な取組を行っていきます。

### (3) 地域社会における取組

地域社会は、日常生活を通して、善悪の判断や生活習慣などを身につけていく学習の場であり、他者の思いに共感したり、相手の立場を尊重する態度を育む役割があります。

しかし、近年、核家族化や少子高齢化などが進む中で、地域社会での人間関係や社会意識が希薄になり、地域の教育力や機能の低下が懸念されるようになりました。さらに、今も根強く残る固定的な役割分担意識や、昔ながらの不合理な迷信や因習、男性中心の考え方など地域には様々な人権課題があります。今までも、公民館等を中心に人権・同和問題に関する意識啓発の取組を進めてきましたが、今後も一層学習機会や情報提供を行い、地域の特性を活かした人権学習を推進します。

そして、市民一人一人が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、その解決を自らの課題として捉えることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるための取組を進めていきます。

### (4) 企業等における取組

近年、企業等も社会を構成する一員であるという考えから、企業の社会的責任（※<sup>2</sup>CSR）や社会貢献が求められるようになりました。そして、公正な採用を促進するとともに、公正な配置・昇進や、※<sup>3</sup>ハラスメントなどのない誰もが働きやすい職場づくりなど、人権を尊重する取組に対して、一層の努力が期待されています。

企業等が、人権問題解決に向けての社会的責任の自覚を深めると同時に、経営者及び従業員一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、自らの課題として捉えることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるよう、人権教育・意識啓発を推進します。

#### ※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

配偶者その他親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的、精神的、性的又は経済的なあらゆる形の暴力行為をいう。

#### ※2 CSR（コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ）とは

法令遵守に加え、企業の自発的活動として、人権問題や環境保護活動などに取り組むことにより、社会的責任を果たしていくこと。

#### ※3 ハラスメントとは

他者に対する発言・行動が相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、脅威を与えること。セクシャル・ハラスメント（性的な言動による嫌がらせ行為）、マタニティ・ハラスメント（働く女性が妊娠・出産を理由として職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ行為）、パワー・ハラスメント（職場の権力を利用した嫌がらせ）、モラル・ハラスメント（モラルによる精神的な暴力や嫌がらせ）などがある。

## 2 特定職業従事者に対する人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、すべての人々を対象に取組を進める必要がありますが、とりわけ本市において人権に関わりの深い特定の職業従事者に対して、人権教育に関する取組を積極的に進めていくことが求められています。

### (1) 市職員

市職員は、公務員として自覚と使命感を持つとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、常に人権尊重の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めることが強く求められています。市職員が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、一人一人が確かな人権感覚を身につけて、それぞれの職務において適切な対応が行えるよう、人権研修を行い人権感覚の高揚を図ります。

また、自己啓発が自主的に行われるよう環境の整備を図ります。

### (2) 教職員等

教職員等は、子どもたちの重要な人格形成期に、教育活動を通して大きな影響を与える職業です。指導者である教職員自らが人権課題や差別に対する認識を深め人権意識の高揚を図るとともに、指導力を向上させ、人権・同和教育を推進する必要があります。

### (3) 保健、医療、福祉、消防関係職員等

特に、保健、医療、福祉、消防関係職員等は、市民の生命や健康を守るという大変重要な役割を担っています。常に人権尊重の視点に立ち、相手の立場に配慮して職務が遂行できるよう、人権意識の高揚に努める必要があります。

### 3 重要課題への対応

#### (1) 同和問題

##### 【現状と課題】

昭和40年の「同和対策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と基本的認識が示されています。その後、「同和対策事業特別措置法」（昭和44年）、「地域改善対策特別措置法」（昭和57年）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和62年）に基づき、平成14年3月末に廃止されるまで33年間にわたって同和問題解決に向けた様々な取組が実施されてきました。

また、平成8年の「地域改善対策協議会意見具申」においても、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取組の放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」と今後の施策の方向性が示されています。

本市において、平成9年に設置した人権センターは、<sup>\*1</sup>隣保館として位置づけ、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、生活上の各種相談事業の実施、研修会や講演会の開催、地域住民との交流などの取組を行い、同和問題の解決に向けて大きな役割を果たしてきました。

そして、平成14年には、益田市人権・同和問題基本計画を策定し、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざして、同和問題の解決、人権意識の高揚に努めてきたところです。

こうした取組により、生活環境の改善など物的な基盤整備が行われ着実に成果をあげ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されましたが、その一方で、教育、就労、産業面の問題など格差が生じている分野も見られ、依然として根深く存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、なお存在している格差の是正など、今日解決すべき課題が残されています。

今回調査結果によると、「同和問題について初めて知ったのは、どのようなきっかけでしたか」の問いに対しては、「学校の授業で教わった」が最も多く、また、前回調査と比較しても増えていることから、学校で正しい知識を学び正しく理解する環境に変わりつつあることがわかります。

次に、「結婚相手を決めるときに、相手方の身元調査をすること」について、「間違っていると思う」と回答した人は、前回調査より大幅に増えており、学校や地域社会等で取り組んできた教育・啓発の成果が見られました。

しかしながら、「本市には同和問題に起因する差別はあると思いますか」の問いに対しては、「わからない」と回答した人が最も多く、「昔ほどではないがあると思う」、「ないと思う」と続いています。

また、同和問題の解決に対する考え方について、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人としてこの問題の解決に努力すべきだと思う」とした回答が前回調査より減っていること、さらに「よく考えていない」とした回答が大幅に増えていることから、同和問題を他人事と考える人や無関心な人が増えていることがわかります。

そして、「同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか」の問いに対しては、「差別をなくし人権を大切に教育や啓発を積極的に進める」という回答が最も多かった反面、「同和問題のことを口に出さないでそっとしておけばそのうち差別は自然になくなる」とか、「同和地区の人

が一定の地区にかたまって生活しないで分散して住むようにする」といった回答もあり、学校や地域社会で学んだことが同和問題解決への自己課題化と行動化に繋がっていないことも明らかになりました。

こうしたことから、同和問題の解決に向かって主体的な取組を進めるため、歴史を学び直し正しい理解と認識を深め、差別を許さない意識の醸成を図ることが大切です。学校や地域そして行政が一体となって、一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざした取組を進める必要があります。

※1 隣保館とは

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした施設。

【施策の方向性と取組】

法律に基づく特別対策は終了しましたが、法の失効が同和問題解決に向けての取組の終結を意味するものではなく、今後も必要な事業については、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう一般対策を有効かつ適切に活用し推進していきます。

また、今後の同和問題に関する差別意識の解消にあたっては、平成8年の「地域改善対策協議会意見具申」を尊重し、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、その経緯を十分認識しながら、これまでの同和教育や啓発の中で積み上げてきた取組や研究の成果を踏まえ、効果的な教育・啓発などを積極的に推進します。

① 学校教育の取組

○すべての学校において、人権・同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、進路保障の取組を推進します。

○各種研修会によって教職員の人権意識を高めるとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくす実践力を培います。

② 社会教育の取組

○各公民館単位で設置している地区人権・同和教育推進協議会において、差別のない明るく住みよい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識の向上に努めます。

③ 啓発・広報活動の推進

○人権センターを核とし、社会教育団体、石西地域人権を考える企業等連絡協議会、NPO法人等と連携し、各種講演会、イベント等を企画し啓発・広報活動に努めます。

④ 人権センター事業の充実

○人権センターは、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。

## (2) 女性

### 【現状と課題】

近年、セクシャル・ハラスメント（以下「セクハラ」という）、マタニティ・ハラスメント（以下「マタハラ」という）をはじめ、DV、デートDV、ストーカー行為など、女性に対する性暴力・性被害が深刻な社会問題となっています。引き続き、未然防止教育や意識啓発、相談機関の周知徹底、被害者支援など、関係機関と連携を図りながら人権侵害や暴力根絶に向けた取組を進める必要があります。

今回調査結果では、「女性の人権について特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「セクハラ、マタハラ」の回答が最も多く、「職場において採用、昇進、賃金等、男女の待遇に差があること」、「男は仕事、女は家庭などの男女の固定的な役割分担意識があること」と続いています。

依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることから、男女が性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、取組を進めていく必要があります。

### 【施策の方向性と取組】

本市では、平成26年4月に施行した「益田市男女共同参画推進条例」及び平成28年3月に策定した「第3次益田市男女共同参画計画」等に基づき、男女共同参画社会のまちづくり実現のため総合的、計画的に推進していきます。

#### ① 人権尊重の意識づくり

- 女性の人権を尊重し、意識を高めるための研修会を実施します。
- 男女平等、男女相互理解についての教育を進めます。
- 性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。

#### ② 女性に対するあらゆる暴力根絶の取組

- 暴力は、重大な人権侵害であり尊厳を傷つけることを認識し、理解を深めるために講演会や研修会を開催します。
- 啓発パンフレットや広報等による啓発を実施するとともに、デートDV防止等の未然防止教育を進めます。
- 相談しやすい体制づくりに努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。

#### ③ 働きやすい職場づくり

- 事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。
- セクハラやマタハラの防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。
- 仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

### (3) 子ども

#### 【現状と課題】

近年、少子化や核家族化の進行、都市化に伴う地域における人間関係の希薄化など、社会環境が大きく変化し、子どもたちをめぐる問題も複雑・多様化しています。いじめや体罰、児童虐待など子どもの人権が侵害される事件が後を絶たず、不登校や家庭への引きこもりなどの問題が深刻化しています。

また、インターネットの急速な普及に伴い、子どもたちも携帯電話やタブレット端末を利用する機会も多くなり、インターネット上に氾濫する違法・有害情報にアクセスし、犯罪に巻き込まれるケースやSNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用するなかで、個人情報流出し、発生するトラブルも多くなっています。

今回調査結果によると、子どもの人権で特に問題だと思うことがらは、「仲間はずれや無視、暴力やいやがらせなどいじめをすること」、「親などが子どもに暴力を加えたり、育児放棄など虐待すること」、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること」という回答が多く、いじめや体罰、虐待への問題意識が高いことがわかります。

子どもの人権を守っていくために、今後は、いずれも未然防止及び早期発見に努めるとともに、関係機関が連携し、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進める必要があります。

#### 【施策の方向性と取組】

本市では、「いじめ防止対策推進法」や、平成27年3月に策定した「益田市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

##### ① 社会みんなで子育てのよろこびを分かち合う取組

○家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力して、子ども達の発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。

○仕事と子育ての両立ができる職場環境の確立をめざし、企業等に対する啓発活動を推進します。

##### ② 子どもの権利条約などの理解促進

○学校をはじめ、地域等で子どもの権利条約などの内容が広く理解されるよう教育・啓発を進めます。

##### ③ 要保護児童等への適切な支援

○要保護児童対策地域協議会を中心に保健、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。

○虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、乳幼児や児童の虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。

##### ④ いじめの未然防止・早期発見に向けた取組

○益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に取り組んでいきます。

⑤ 体罰根絶に向けた取組

○体罰は重大な人権侵害であることを教職員一人一人が認識し人権意識を高めるとともに、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めます。

⑥ 子どもの貧困に対する支援

○子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、保健、福祉、教育など子どもに関わる機関が子どもの貧困に対する視点を持ち、早期発見・早期支援に取り組みます。

○子どもの貧困の背景には、保護者等の複合的な課題があることも認識し、子どもへの支援と同様に保護者等への支援に取り組みます。

⑦ 情報モラル教育の推進

○インターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し活用できる能力の育成や向上に努めます。

## (4) 高齢者

### 【現状と課題】

我が国では、平成 27 年度国勢調査における高齢化率は、26.7%であり、4 人に 1 人は高齢者となっています。

本市においても、平成 28 年 3 月末現在で、高齢化率 35.3%、3 人に 1 人は高齢者で、地区によっては高齢化率が 60%を超えるところもあり、国を大きく上回って少子・高齢化が進んでいます。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者に関する地域課題の解決を図るための体制づくりが引き続き必要となってきます。

こうした状況の中、今回調査結果によると、「高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」、「在宅で生活する場合の支援体制が十分でないこと」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」などの回答が多くを占めました。

近年、高齢者を狙った特殊詐欺被害の増加や高齢者への身体的・心理的虐待、認知症高齢者に対する偏見など、高齢者の人権に関する深刻な問題が山積しています。

高齢者が社会の一員として、役割、生きがいを持ちながら、積極的に社会参加できるよう環境整備を図るとともに、高齢者がいつまでも自分らしく、安心して暮らし続けていくために一人一人が高齢者について理解を深め、みんなで共に支え合う環境づくりが必要となっています。

### 【施策の方向性と取組】

本市では、平成 27 年 3 月に策定した「第 6 期えっとまめなプラン（益田市老人福祉計画・益田市介護保険事業計画）」等を踏まえ、「いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民みんなで共に支えあうまちづくり」をめざして、取り組みを進めていきます。また、高齢者一人一人が安心して暮らせるよう高齢者やその家族を支える相談機関として地域包括支援センターが整備されており、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健、医療、福祉、介護とのネットワークの構築、高齢者虐待の防止、成年後見制度の利用支援など高齢者支援の充実を図ります。

#### ① 安否確認の体制整備

○要援護者に対し、地域住民、地区社協、自治会等と連携・協力しながら、声かけや見守りなどを行います。

○それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。

#### ② 相談体制の充実

○地域包括支援センターでは、高齢者の暮らしを地域でサポートするため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種を配置し、チームアプローチによって専門的に対応します。

○民生委員・児童委員と連携し、必要なサービスの情報提供や適切な機関への紹介等の支援をします。

#### ③ 生きがい活動への支援

○高齢者の健康といきがいづくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。

○高齢者自らが行う、社会奉仕活動、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。

#### ④ 介護予防事業の推進

- 高齢者が健康や介護予防に関心を持ち、生活習慣病や認知症等の予防に取り組み、住み慣れた地域で健やかに生活できる様に推進します。
- 地域特性に応じた介護予防基盤整備のため、地域組織や団体と連携し、地域主体の介護予防を推進します。
- 要介護認定者の方に対して、生活機能の維持向上のための目標、プラン、サービス提供を行うとともに、定期的に評価、見直しを図ります。

#### ⑤ 認知症への理解と支援体制の整備

- 認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため認知症への理解や、認知症高齢者やその家族への理解を深める研修会等を開催します。
- 冠婚葬祭や介護疲れなどで介護ができないときの介護者支援の充実を図ります。
- 認知症高齢者やその家族からの相談に応じ、適切な医療・介護サービスが受けられるよう関係機関の調整を行います。
- 地域の実情に応じて認知症高齢者やその家族を支えるネットワークづくりを行います。

#### ⑥ 高齢者の権利擁護に関する取組

- 高齢者虐待対応ケア会議を開催し、支援の方向性を明確にし、より専門的な支援に繋がります。
- 高齢者の権利擁護について、周知・啓発、個人の理解を深めるために参加者に応じた研修会を開催します。
- 成年後見制度の利用促進のために申立て支援や、低所得者に対する成年後見人等の報酬の助成を行います。
- 地域福祉の担い手として、高齢者の様々な権利を地域から支えることが期待される市民後見人の活動を推進していきます。

#### ⑦ 消費者被害等の未然防止の取組

- 高齢者をはじめ地域住民に対して、消費者問題等の理解を深め、消費者被害等の未然防止につながるための啓発活動を行います。
- 消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。

## (5) 障がいのある人

### 【現状と課題】

国においては、「障害者基本法」をはじめ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」等により<sup>\*1</sup>「ノーマライゼーション」理念の浸透が推進され、平成28年4月には、障がいを理由とする<sup>\*2</sup>「不当な差別的取扱いの禁止」と<sup>\*3</sup>「合理的配慮の不提供の禁止」を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）」が施行されました。

また、平成28年に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」では、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止するほか、障がい者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置を講ずることを義務（合理的配慮の提供義務）づけています。

今回調査において、様々な人権課題がある中で、「障がいのある人の人権」への関心が一番高く、また、「障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」、「障がいのある人を虐待する、避ける、傷つける言葉を使うこと」という回答が多くなっています。

障がいのある人への理解や認識が不十分であることが問題点として挙げられていることから、今後、障がいのある人への理解、また、障害者差別解消法に基づく「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の不提供の禁止」について理解啓発に取り組むとともに、より一層推進していく必要があります。

### 【施策の方向性と取組】

本市では、平成27年3月に策定した「安心いきいきプラン（第4期益田市障がい者基本計画、第4期益田市障がい福祉計画）」等に基づき、身近な地域での障がいのある人の多様なニーズに対応するための総合的な障がい者自立支援体制の確立をめざして進めていきます。

#### ① バリアフリー社会の実現

○障がいのある人の基本的人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。

○市民一人一人が障がいおよび障がいのある人に対する理解と認識を深め<sup>\*4</sup> ソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。

#### ② 地域生活の支援体制の充実

○障がいのある人自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。

○個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。

#### ③ 自立と社会参加の促進

○障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、より充実した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、労働等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支

援を推進します。

○障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。

④ 障がいのある人の権利擁護の取組

○障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と養護者への支援を行います。

○障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組を行います。

※1 ノーマライゼーションとは

障がいのある人などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え。

※2 不当な差別的取扱いとは

正当な理由がないのに、障がいを理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人にはつけないような条件を付けたりすること。

※3 合理的配慮の不提供とは

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があつたにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で、事物、制度、慣行、観念などの「社会的障壁」を取り除く配慮をしないこと。

※4 ソーシャルインクルージョンとは

社会の中で、誰もが排除、分離、隔離されずに共に生きていく社会こそが自然な姿であり、誰にとっても生きやすい社会である、という考え方を実現するための手段。

## (6) 外国人

### 【現状と課題】

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会問題になっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねず、許されることではありません。違いを認め、互いの人権を尊重する共生社会をめざして取組を進めていく必要があります。

本市における在住外国人は、平成28年3月末現在、14カ国322人で、総人口に占める割合は0.67%となっています。

今回調査結果では、「外国人の人権について特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」「施設・道路・道路標識の外国語表記など、外国人にも暮らしやすいまちづくりが図られてないこと」、「近隣や地域の人との交流や理解を深める機会が少ないこと」などの回答が多くなっています。

外国語による生活情報の発信や相談機関などの周知をはじめ、在住外国人にとって安心して暮らせる環境を整備していく必要があります。

### 【施策の方向性と取組】

お互いに価値観の違いを理解し、地域住民として共に生きる意識を持つ、多文化共生社会の実現をめざして、教育・啓発を進めます。

#### ① 差別意識解消のための教育・啓発の推進

○外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。

#### ② 多文化共生社会づくりの推進

○日本語がわからずに生活に課題があるまま地域に居住している外国人の方々を対象に、日常的な会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。

○市民を対象として異文化に触れる機会を提供し、多文化理解のための講座を実施します。

#### ③ 外国にルーツをもつ児童生徒への支援

○日本語サポーターを配置して、対象生徒の実態に応じて、授業の中で日本語の支援を行います。

#### ④ 外国人のための相談体制の充実

○在住外国人からの相談に対し適切な支援を行い、相談体制の充実を図ります。

○行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。

## (7) HIV感染者・ハンセン病回復者等

### 【現状と課題】

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否のほか、就職や入学の拒否、職場解雇、アパートへの入居拒否、立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。

また、ハンセン病患者に対しては、平成8年に、「らい予防法」が廃止されるまで、療養所への強制隔離が継続され、療養所の入所者の多くは、長期間の隔離と自身や家族、親族などの高齢化等によって社会とのつながりを断たれ、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど社会復帰が困難な状況にあります。

今回調査結果では、「エイズ患者やHIV感染者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対して、「エイズ・HIVに関する正しい知識や理解がないこと」、「患者や感染者のための相談・支援体制が十分でないこと」、「差別な発言や行為をすること」などの回答が多くを占めました。同様に、ハンセン病回復者の人権についても、「怖い病気といった誤解があること」、「社会復帰が困難なこと」、「じろじろ見たり、避けたりすること」となっています。

エイズやハンセン病、感染症等について、正しい知識の普及を図るとともに、偏見や差別の解消に向けて、引き続き意識啓発を進めていく必要があります。

### 【施策の方向性と取組】

エイズやハンセン病、感染症等に関する正しい知識の普及を図ることにより、偏見や差別意識を解消するための教育・啓発に努めます。

#### ① 啓発活動及び講演等の開催

- 人権センター等や学校で開催する講演会及び研修会において、HIV感染者及びハンセン病について正しい理解が得られるよう啓発活動をします。

## (8) 北朝鮮当局による拉致問題等

### 【現状と課題】

平成 14 年 9 月の日朝首脳会談で、北朝鮮側は、長年否定してきた拉致を初めて認め、謝罪しました。その後、拉致被害者として認定している方をはじめ、ほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、捜査・調査が進められています。

北朝鮮当局による拉致は国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。拉致問題等の解決のためには、幅広い国民層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深める必要があります。

昭和 48 年、市内で行方不明になり、特定失踪者問題調査会が「拉致の可能性が否定できない」としている益田ひろみさんについても、拉致問題の早期解決と真相究明が求められています。

### 【施策の方向性と取組】

問題の早期解決に向け、北朝鮮当局による拉致問題等に関する市民の関心と認識を一層深める必要があります。

#### ① 啓発・広報の推進

○国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取り組みます。

#### ② 学校教育の取組

○児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進します。

## (9) 犯罪被害者等

### 【現状と課題】

近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。

また、犯罪被害者等をめぐる問題として、マスメディアによる行き過ぎた犯罪報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等があります。

今回調査結果では、「犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが必要だと思いますか」の問いに対して、「報道によりプライバシーが侵害され、私生活の平穩が保てなくなること」とした回答が最も多く、「事件に関して、周囲でうわさ話をする事」、「捜査や裁判によって精神的・経済的負担がかかること」と続いています。

このような動向を踏まえ、犯罪被害者等が置かれている状況を理解するための啓発を進めていく必要があります。

### 【施策の方向性と取組】

被害者の視点に立ち、関係機関・団体と密接な連携を図りながら、プライバシーの保護など犯罪被害者等への理解を深めるための人権教育・啓発に取り組みます。

#### ① 意識啓発の推進

○社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取り組みます。

#### ② 関係機関との連携

○国、県、警察等と連携を図りながら、被害者に対する支援を行います。

## (10) インターネットによる人権侵害

### 【現状と課題】

インターネットや携帯電話などの普及により、情報の収集や発信などの利便性は大きく向上し、効率的で豊かな社会生活を享受できるようになった一方で、他人のプライバシーを侵害したり、誹謗中傷するような悪質な情報発信が行われたり、犯罪や差別の助長にもつながる有害な情報が掲載されるなど、ネット社会における匿名性を悪用した深刻な人権侵害が発生しています。

今回調査結果では、「インターネットを悪用した人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「他人へのひどい悪口や差別的な表現などを掲載すること」と回答した人が最も多く、「一度掲載されると拡散し、完全に消去することが困難であること」、「法的規制が不十分であったり、違法な情報発信者に対する監視・取り締まりが十分でないこと」と続いています。

### 【施策の方向性と取組】

情報化社会がもたらす影響について人権擁護の視点に立った正しい知識を習得するとともに、情報の収集や発信に対する個人の責任やモラルについての理解を深められるよう取組を進めます。

#### ① 意識啓発の推進

- 情報化社会がもたらす影響について、正しい知識の普及を図るとともに、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。
- 情報化社会における正しい判断や関わり方について周知するとともに、情報化社会で安全に生活できるための危険回避の方法やセキュリティの知識・技術、健康への意識の向上に努めます。

## (11) さまざまな人権課題

### ① アイヌの人々

アイヌの人々に対する偏見や理解不足から、就職や結婚などにおける差別等の人権問題が依然として存在しています。先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統、及び現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。

### ② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見や差別意識により、就職や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには本人の強い意欲とともに、円滑な社会復帰を実現するため、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力を深めていくことが重要です。

### ③ ホームレスに対する差別

ホームレスの人々の生活の自立を支援するための取組が行われている一方で、ホームレスに対するいやがらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。必要な個別支援、相談対応を行うとともに、周囲の人々の関心と理解を深めていくことが必要です。

### ④ 性的指向を理由とする差別

性愛の対象として、異性にではなく同性や両性に対して愛情を抱く人々は少数であるため差別や偏見のまなざしで見られたり、場合によっては職場を追われるような人権問題が発生しています。性的指向に関わる差別や人権侵害が存在し、それを解決するために、性的指向についての理解と認識を深めていくことが必要です。

### ⑤ 性同一性障害を理由とする差別

「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性別の変更も認められるようになったものの、差別や偏見のまなざしで見られることが多く、就職や住宅を借りる際など、社会生活を送る上で様々な困難に直面しています。正しい理解の促進と差別や偏見の解消に向けた取組を進めるとともに、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。

### ⑥ 人身取引による人権侵害

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。人身取引を撲滅するための認識と理解を深める啓発に努めます。

### ⑦ 東日本大震災に起因する差別

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。一人一人が震災の記憶を風化させることなく、正しい認識を持ち問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

## 第3章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係課長を構成員とする益田市人権施策推進委員会を設置し、庁内関係部署と連携しながら取組を進めるとともに、益田市人権・同和問題解決推進委員会では、計画の推進、評価及び見直し等について審議し、人権教育・啓発に関する施策の推進を図ります。

また、益田市各地区人権・同和教育推進協議会など地域ぐるみで活動する団体や、様々な人権課題をテーマに活動しているNPO団体等との連携を深め、市民と行政の協働により進めていきます。

さらに、人権教育・啓発の効果的な推進には、市民一人一人の学習や行動とともに、社会全体の取組が必要であり、国・県・市の行政機関はもとより、地域、学校、企業等がそれぞれの役割に応じて連携しながら取組を進めていきます。

### 2 計画の進捗管理

本計画の実施にあたっては、益田市人権・同和問題解決推進委員会に毎年度報告するとともに、その状況について点検・評価を行い、益田市人権施策推進委員会と連携を図り改善や見直しなど必要な措置を講じていくこととします。

また、本計画は、5年ごと及び必要に応じて調査を行い実態の把握に努めるとともに、その間の取組の成果を分析し、実効性のある計画の推進を図ります。

《資料編》

- 人権・同和問題に関する意識調査結果について
- 同和対策の経過と現状
- 同和対策審議会答申
- 世界人権宣言
- 日本国憲法（抄）
- 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 益田市附属機関設置条例
- 益田市人権・同和問題解決推進委員会設置規則
- 益田市人権施策推進委員会規程